

いながわ桜まつり出店要領

出店を希望される会員事業所は、下記内容を必ずお読みいただき、**平成27年1月30日(金)**までに、いながわ桜まつり実行委員会事務局(猪名川町商工会)まで出店申込書をご提出ください。(20団体。応募多数の場合は抽選)

1. 開催日

平成27年4月4日(土)午前10時～午後4時小雨決行・強雨強風中止※延期の場合は翌日
(搬入開始は8時くらいを予定しています。)

2. 出店できる団体

- ①猪名川町商工会会員及び猪名川町観光協会会員事業所
- ②町内で文化、芸術、スポーツ及び奉仕活動をする団体
※営利を目的とする団体、法人及び個人の参加はできません。
- ③県、町等の行政機関並びに公共的機関・団体等
※名義貸しは一切不可 判明した場合は退店していただきます。

3. 申込後、いながわ桜まつり実行委員会より出店承諾された事業所は、**3月上旬に開催する出店関係者打ち合せ会議に必ずご出席ください。**(日時未定 後日通知)

4. 出店料 テント1張(奥行3.5m×幅5.3m※ただし奥行に関しては一部植栽帯にかかります)、4000円(道路占有料2000円含)

※机・イスは付属していません(別途有料にて実行委員会にて準備可能です。)

5. 出店場所 いながわ桜まつり会場内道路上仮設テント(町道原広根線 原交差点-上田尻橋間)

出店場所については使用設備(電気・水道等)や警察協議などの事前調整が必要
なため桜まつり実行委員会にて決定させていただきますので予めご了承願います。

6. 搬入出等に関して(予定)

イベント当日の荷物車両の搬入については**午前8時開始**、イベント終了後の搬出については**午後5時開始**を予定しております。なお搬入車両に関しては原則1台(入りきらない場合は事前に申請により2台目も可、2台目はスペースの関係で軽自動車とします。※事前に事務局協議有。テント前での搬入搬出時間は30分以内でお願いします)。その他いかなる場合も必ず主催者の指示に従って頂きます様お願いいたします。また、車両等の事故につきましては一切責任を負えませんので十分に注意をお願いします。車両のフロントガラスには必ず出店許可証を掲示下さい。

7. その他

- ①飲料・調理用の水は、用意ができかねますので各自ポリタンク等にてご準備下さい。
- ②**テント前には各お店にてごみ箱を設置下さい。**出店者から出る段ボール等の大きなごみは原則、閉店時にはお持ち帰り下さい。
- ③汚水についてはご面倒ですが、必ず貯め置きしていただき、イベント終了後に主催者の指示のもと、まとめて処理下さい。**田んぼや用水路への投棄は厳禁**です。
- ④搬入車両は商品を降ろしたのち速やかに松尾台小学校に回送下さい。
- ⑤主催者側でまとめて保健所への臨時営業許可申請をします。**飲食関連の出店者に関しては「臨時出店における注意事項について」を必ずご確認ください。**(※出店団体には後日臨時出店届の用紙をお送りいたしますので、出店者打合せ会議時までに提出願います。出店内容により、保健所から事前に指導等が入る可能性がありますので、その際には対応をよろしくお願いたします)。その後衛生責任者2名を別に定める様式により、実行委員会事務局(猪名川町商工会)まで報告頂きます。
- ⑥アルコール類の販売は、会員事業所がかつ普段の営業にて酒類を提供されている飲食業の方に限ります。

- ⑦町火災予防条例改正に伴い、火気等を扱う露店に関しては消火器の設置が必要になりましたので、各お店で必ず消火器(※容器赤色の粉末消火器でホースのついたもの。サイズは6型～10型。10型が最も望ましい。)の準備をお願いいたします。
- ⑧警察に暴力団排除条例関係の書類を事前に提出いたしますので、出店団体には用紙を事前にお送りいたしますので、出店関係者打合せ会議時まで提出願います。
- ⑨現在桜まつり会場での仮装イベントを企画中です。詳細な内容等が決まりましたら、出店者の皆様にご協力をお願いする場合もございますので、その場合は可能な範囲でご協力をお願いいたします。
- ⑩その他定めのない事項につきましては、主催者の指示に従って頂きます様よろしく願いいたします。